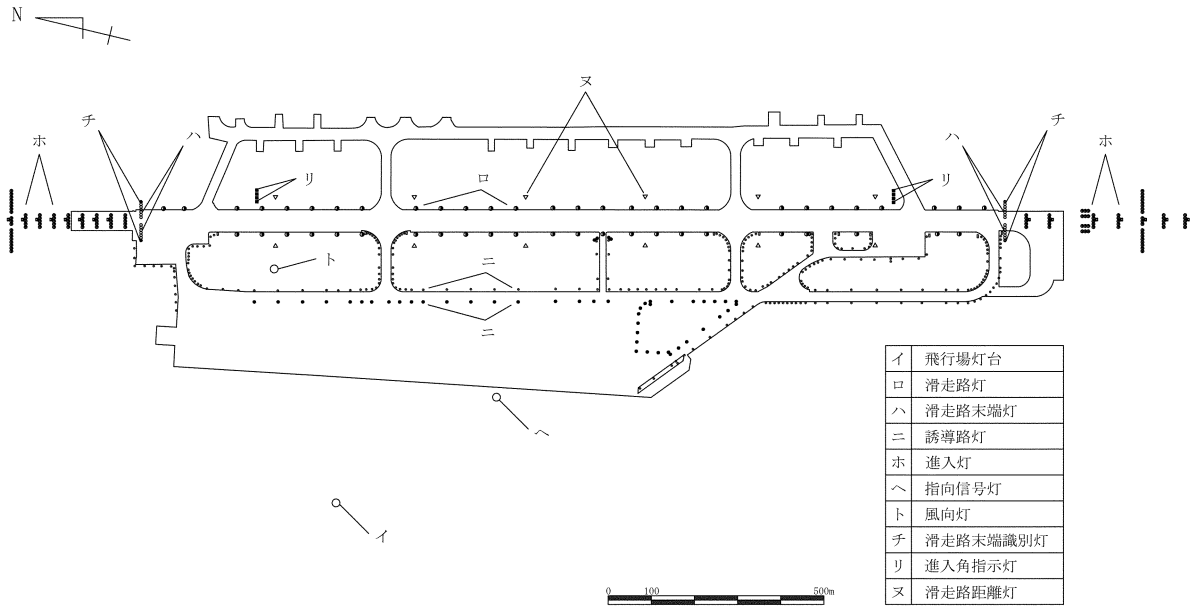
入間飛行場　第一図



イ	飛行場灯台
ロ	滑走路灯
ハ	滑走路末端灯
ニ	誘導路灯
ホ	進入灯
ヘ	指向信号灯
ト	風向灯
チ	滑走路末端識別灯
リ	進入角指示灯
ヌ	滑走路距離灯

○防衛省告示第六十六号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条及び第十九条の規定に基づき、静浜飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和三十五年防衛庁告示第三百三十号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第一項中「静岡県志太郡大井川町」を「静岡県焼津市」に改める。

二　昭和三十五年防衛庁告示第三百三十一号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第一項中「航空燈火」を「航空灯火」に改め、同項第一号中「静浜飛行場燈火」を「静浜飛行場灯火」に改め、同項第二号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改め、同項第三号中「静岡県志太郡大井川町」を「静岡県焼津市」に改める。

(二)　第二項中「航空燈火」を「航空灯火」に、「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

(三)　第四項の表進入角指示灯（ＰＡＰＩ）の項中「滑走路の末端」を「滑走路東側末端」に、「九十三メートルの地点で滑走路の左側に一個」を「約百五十メートルの地点で滑走路中心線に対し左側に配置、滑走路西側末端から着陸方向に向かって約百五十メートルの地点で滑走路中心線に対し右側に配置」に改める。

(四)　第五項第一号中「飛行場燈台」を「飛行場灯台」に改め、同項第二号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

(五)　第六項第二号中「滑走路燈、滑走路末端燈及び離陸目標燈」を「滑走路灯、滑走路末端灯及び離陸目標灯」に改める。

(六)　備考中「航空障害燈」を「航空障害灯」に、「燈質　白熱電燈」を「灯質　白熱電灯」に改める。

(七)　第一図を次のように改める。